東京、昭45不87、昭48．5．1

命　　令　　書

申 立 人　報知印刷労働組合

申 立 人　日本新聞労働組合連合

申 立 人　X_1ほか29名

被申立人　報知印刷株式会社

主　　文

1　被申立人報知印刷株式会社は、申立人X_1、X_2、X_3、X_4、X_5、X_6、X_7、X_8、X_9、X_{10}、X_{11}、X_{15}、X_{16}、X_{17}、X_{18}、X_{22}、X_{28}らに対して、次の措置を含め、懲戒処分を行なわなかったと同様に取扱わなければならない。

⑴　昭和45年10月31日付懲戒処分を同日に遡って撤回すること。

⑵　懲戒解雇された者を、処分前の原職に復帰させること。

⑶　懲戒処分がなされなかったとすれば受けるはずであった給与相当額を支払うこと。

2　被申立人会社は、下記の文言を縦1メートル、横2メートルの白紙に明瞭に墨書し、報知新聞社東京本社社屋玄関付近の従業員の見易い場所に1週間掲示しなければならない。

記

当社が、貴組合員X_1氏ら17名に対して行なった昭和45年10月31日付懲戒処分は不当労働行為に該当すると、東京都地方労働委員会において認定されました。今後このような方法で貴組合の運営に介入いたしません。

同労働委員会の命令によってこの掲示をいたします。

昭和　年　月　日

報知印刷株式会社

代表取締役　B_1

報知印刷労働組合

執 行 委 員 長　X_{11}　殿

日本新聞労働組合連合

中央執行委員長　A_1　殿

（注　年月日は文書を掲示した日を記載すること。）

3　被申立人会社は、すみやかに文書で本命令の履行状況を、当委員会に報告しなければならない。

4　X_{12}、X_{13}、X_{14}、X_{19}、X_{20}、X_{21}、A_2、X_{23}、X_{24}、X_{25}、X_{26}、X_{27}、X_{29}、X_{30}に関する申立を棄却する。

理　　由

第1　認定した事実

1　当事者等

⑴　申立人報知印刷労働組合（以下「報印労組」という）は、被申立人報知印刷株式会社東京本社の従業員が組織している労働組合であって、その組合員は123名（本件申立当時）である。

⑵　申立人日本新聞労働組合連合（以下「新聞労連」という）は、新聞産業の労働組合が組織する全国規模の産業別連合体で、加盟組合数77、組合員数約38,000名であり、報印労組はこれに加盟している。

⑶　その他の申立人の氏名およびA_2に対する昭和45年10月31日付懲戒処分の内容、会社における地位および組合における地位は次のとおりである。

但し、A_2は申立人になっていない。

	氏　　名	処分内容	会社における地位	組合における地位
1	X_{1}	懲戒解雇	活版部採字課	前書記長
2	X_{2}	〃	印刷部印刷課輪転係	副執行委員長
3	X_{3}	〃	〃	前副執行委員長
4	X_{4}	〃	〃	共闘部長
5	X_{5}	〃	〃	前青年婦人部幹事
6	X_{6}	〃	〃	青年婦人部長
7	X_{7}	〃	〃	新聞労連青年婦人協議会副議長
8	X_{8}	〃	〃	青年婦人部幹事
9	X_{9}	〃	〃	
10	X_{10}	懲戒休職３ヶ月	活版部採字課	元青年婦人部書記長
11	X_{11}	〃	〃	執行委員長
12	X_{12}	〃	〃	前青年婦人部副部長
13	X_{13}	〃	印刷部印刷課輪転係	
14	X_{14}	〃	〃	組合委員・区労協幹事
15	X_{15}	〃	技術部	青年婦人部書記長
16	X_{16}	懲戒休職２ヶ月	製版部修整課	副書記長
17	X_{17}	〃	活版部採字課	教育宣伝部長
18	X_{18}	〃	〃組版課	書記長
19	X_{19}	〃	印刷部印刷課輪転係	元執行委員
20	X_{20}	〃	〃	前組合委員
21	X_{21}	〃	〃	
22	A_{2}	懲戒休職１ヶ月	活版部採字課	組合委員
23	X_{22}	〃	〃	新職労連青年婦人協議会副議長
24	X_{23}	〃	〃	
25	X_{24}	〃	活版部組版課	組合委員
26	X_{25}	〃	印刷部印刷課輪転係	元執行委員
27	X_{26}	〃	〃	
28	X_{27}	出勤停止　７日	活版部採字課	執行委員
29	X_{28}	〃	〃組版課	組合委員
30	X_{29}	〃	印刷部印刷課輪転係	東京地連青婦協事務局次長
31	X_{30}	〃	〃	

⑷　被申立人報知印刷株式会社（以下「報印」という）は、株式会社報知新聞社（以下「報知」という）の発行する日刊紙「報知新聞」の印刷を主たる業とする株式会社で、報知の東京本社内に同じく本社を、同社の大阪本社内に支社を有し、その従業員は373名（本件申立当時）である。

⑸　なお報印労組とは別に、報知および報印に勤務する従業員は、つぎのとおり労働組合を結成している。

(ｱ)(Ⅰ)　報知印刷大阪労働組合（以下「報印大阪労組」という）昭和 39 年９月 28 日結成。

(Ⅱ)　全報知印刷労働組合（以下「全報印労組」という）昭和 44 年 11 月 20 日結成。

(Ⅲ)　全報知印刷大阪労働組合（以下「全報印大阪労組」という）同年 11 月 22 日結成。

(ｲ)(Ⅰ)　報知新聞労働組合（以下「報知労組」という）昭和 28 年結成。（都労委昭和 45 年不第 86 号事件申立人）

(Ⅱ)　報知新聞臨時労働者労働組合（以下「報知臨労組」という）昭和 45 年２月 15 日結成。

(Ⅲ)　新報知新聞労働組合（以下「新報知労組」という）同年６月７日結成。

そして上記労働組合のうち、報知労組、報印労組および報印大阪労組は、昭和 40 年３月から「報知系三単組春闘共闘会議」（以下「三単組」という）を発足させた。

２　B_2、B_1両社長の就任とその後の労使関係（昭和 44 年）

⑴　昭和 44 年１月、報知にはB_2社長が、報印にはB_1社長がそれぞれ就任した。そして両社は、従前の職場交渉が多数組合員によって職制を威圧するなど、甚だしい行きすぎがあったとして、両社長の就任直後からつよくその廃止を申し入れ、交渉を続けていたが、２月以降三単組統一春闘要求に関する交渉方式をめぐって対立した。そして報知は、４月 14 日職場交渉の中止を組合に通告し、またこれと前後して報印では、B_1社長が「報知印刷所はこれでいいのか」と題するパンフレットを全従業員に配布し、経営改善方策 10 項目を提案し、これに抵触する従来の協定、労使慣行等は一切廃止する旨を表明した。ついで５月 10 日、B_1報印社長は報知の取締役（労務担当）に就任し、賃上げ要求に対する回答のうちに、報知では増ページへの無条件全面協力、組合活動の規制等３項目を、報印では前記の改善方策 10 項目（報印大阪労組には９項目）

をそれぞれ提案し、組合側がこれらを受諾しない限り賃上げ要求には回答できないと答えたことから、一段と労使の対立を深めた。この間両社合同編集の「報知新聞社報号外」（昭和 44 年６月 16 日付）には「“企業破壊者”とは会社に籍を有しない愛社心のカケラもない煽動家やその手下で、報知を政治闘争の道具に使い争議を長期化し、会社の倒産と従業員の失業―生活の破壊―を狙い、社会不安をかもし出そうとするヤカラ……」などの記事があった。そして結局、同年の春闘は容易に解決せず、夏季一時金闘争とあわせて 172 日に及んだ末８月５日に終結した。

⑵　その後も、同年９月報印労組の定期大会を前にして、同組合のＣ₁元委員長とＢ₃労務部長とが会談したいわゆる”岡半事件”などがあり（昭和 44 年都委不第 68 号事件、昭和 45 年７月７日命令）、労使関係は円滑を欠いていた。そして報印労組は、昭和 44 年 10 月 14 日報印に対して秋闘要求を提出し、ついで三単組は、11 月５日年末一時金に関する統一要求を行なった。他方、前記のとおり全報印労組が 11 月 20 日に、ついで全報印大阪労組がその２日後に結成された。

⑶　また同月 26 日、報知は玄関に置いていた報知労組の掲示板を撤去し、東京地裁は同労組の申請に基づき、12 月３日会社に対して掲示板の設置と、組合による使用の妨害を禁止する旨の仮処分決定を発した。

⑷　三単組の統一要求にかかる年末一時金について、報知労組は同月 20 日に妥結したが、報印では一時金回答の前提条件として外注印刷物の即時無条件全面実施、勤務体制の改定、平和条項の締結等５項目が提案されたこともあって、遂に年内には妥結に至らなかった。そしてＢ₁社長は同月 29 日、報印労組が年末一時金回答を受諾しなければ人員整理をするという社内放送をした。

３　昭和 45 年年初からロックアウトに至るまでの労使関係

⑴　報印労組は、Ｂ₁社長の前記社内放送、昭和 45 年１月１日付組合脱退者に対する昇格、組合員の降格人事について、同月９日当委員会に不当労働行為救済申立てを行ない（昭和 45 年都委不第１号事件）、当委員会は同月 12 日報印労組からの要請に基づき「会社はあらゆる施策の実施にあたって組合およびその組合員に対し、不当労働行

為の疑いをうける行為を行なわないこと」を勧告した。他方会社は、同月 19 日組合員６名が外注印刷に従事せよとの業務命令を組合指令によって拒否したことを不当として、その６名および組合４役に対して出勤停止処分を行ない、さらに２月 17 日指名ストを行なっていた採字課の組合員３名に対して、正常な業務の運営に支障があるとして無期限指名ロックアウトを行なった。

⑵　三単組は２月 25 日賃上げなどに関する春闘要求を提出して、両社と交渉を進めたが、前年同様の前提条件が付されたために激しく対立し、連日のように時限スト、指名ストなどをくり返した。

⑶　両社は、４月 15 日から「組合関係外来者の社内立入を一切禁止する」旨を通知し、社外のガードマンを導入した。組合は、東京地裁に立入通行妨害禁止の仮処分命令を申請し、両社は 22 日情勢が好転したとして、右措置を解除した。

⑷　また両社は、翌 23 日大阪本社における組合のステッカー戦術に関して報知労組大阪支部、報印大阪労組の委員長以下 10 名に対する出勤停止処分を行なった。

⑸　両社はつぎのとおりロックアウトを実施した。

(ｱ)報印　　４月 28 日　報印労組に対して
　　５月１日　報印大阪労組に対して

(ｲ)報知　　４月 30 日　報知労組東京支部整理・校閲分会に対して
　　５月２日　報知労組東京支部に対して
　　同月６日　報知臨労組に対して
　　同月８日　報知労組大阪支部に対して

⑹　また両社は、５月２日再び組合関係外来者の社内立入を禁止し、東京地裁は、同月 20 日両組合の申請を容れて、通行妨害禁止の仮処分命令を発した。

⑺　報印労組に対するロックアウトの前後から組合を脱退する者があり、ことに５月２日、報知労組東京支部に対してロックアウトがなされた当日には野球・販売の担当従業員を中心に約 100 名が脱退し、この日までの脱退者は計 114 名に達した。(そして、その後６月７日新報知労組が結成された。）報知は５月５日、社長名による「従業員

諸君の良識に訴える」との文書を従業員宅へ郵送したが、これには「反体制運動のため闘争至上主義に命をかける一部の者は組合運動という美名を使い、皆さんをだまして、皆さんの生活と企業を破壊しようとしているのです。」との記載があった。また報印も５月 11 日発行した「新報知印刷所社報号外」を従業員宅へ郵送したが、これには「共産党が組合支配」、「特に人情に訴えるデマ造りの名人は報印労組です」とか「こんなバカ気た労組は見たことも聞いたこともありません」とか「X_{11}執行委員長（共産党員名を『C_2』といいます）をはじめ執行部四役はもとより、２～３名を除き、執行委員はすべて共産党員である。」などの記載があった。そして５月 14 日付で両社が組合員に郵送した両社社長声明書「報知・報印両組合員に告ぐ」には「わが社労使の紛争は……ひたすら革命路線への奉仕に終始する一部日共党員の謀略に起因していることは、まぎれもない事実である。」とか「彼等は……ことさら本来の経済要求に対する早期妥結をなさしめないよう、その解決の遷延に策を弄し……常に階級闘争至上主議をとり……」などの記載があった。

⑻　なお、同月 19 日と 27 日には、支援団体を含む約 1,000 人～1,500 人による会社周辺での大規模なデモが行なわれ 19 日には会社の新聞３版の発送がおくれ、27 日にはガードマンとの間にトラブルがあった。

⑼　報印労組は、６月 22 日ロックアウト中の賃金と年末一時金相当額の賠償金計 2,200 余万円の請求権を被保全権利とする有体動産仮差押命令を東京地裁に申請し、その決定を得て翌日執行した。また、両社は７月４日付「報知新聞社報号外」（両社合同編集）で「ストに明け暮れるブラックユニオン」「報知新聞社はチーム・スターもどきの黒い組合に支配されていた、彼らは“報知解放区”と称し、跳りょうをほしいままにしていた」などと記した。

４　その後における労使交渉の進展

⑴　ロックアウト後における労使間の交渉は、すこぶる難航したが、報知では７月 25 日今次争議の全面解決のための第１回縮小団交が開かれ、漸く解決のきざしが見えるようになった。しかし会社が、同月 31 日第３回縮小団交の席上、組合に対して「今次争

議全面解決のための基本事項」を提示し、そのなかで組合側の違法不当な行為に対する責任追求を厳正に行なうと主張したため交渉は一時中断したが、８月 12 日以降縮小団交が再開され､他方報印においても同じく縮小団交が進められた｡そして報知は、同月 21 日東京本社の機構改革を行ない､組合員全員を"局付け”にし､また同月 25 日「違法行為特別調査委員会」を設置し調査を進めた。同じ頃報印においても「賞罰委員会」を設置した。その後曲折を経て結局９月 11 日以降「報知・報印合同団交」が開かれ、トップ会談も交えた交渉で、会社はこの種行為の再発を防ぐために、就業規則に照らして最小限の懲戒処分を行なうと主張し、これに対して組合は処分には同意できないが、会社が処分を行なう場合でも、組合は企業内の平和を維持し企業の再建に障害を与えないよう配慮することを表明し相互にこの趣旨を確認書のなかで宣言することになった。こうして同月 18 日漸く労使間に　①平和の維持　②経営改善の実施　③労使慣行・労使協定等の是正を内容とする詳細な協定がとりかわされ、そのなかで「組合は事実の歪曲､捏造などによる不実の事項を放送し､もしくは出版物に掲載し、またはこれを記載した文書、宣伝ビラなどの配布を行なわない。この協定は事実にもとづく正当な教宣活動を妨げるものではない。」旨を定め、またその付属確認書のなかで、会社は「昭和 44 年８月５日以降、今次大争議の全面解決に至る間において、企業内秩序のビン乱、生産の阻害、会社もしくは会社の役職員の名誉もしくは信用の毀損、営業の妨害などを行なった組合もしくは組合員の違法不当な行為に対して、就業規則の条規に照らし、慎重審議の上その責任を厳正に追求することを宣言」した。

さらに両会社・三単組は、翌 19 日付報知新聞紙上に共同声明を発表したが、そのなかに「労働組合といたしましては、右争議中に各種教宣ビラの撒布、出版物の発行その他戦術行使の中で両会社及びＢ１報知印刷社長の信用及び名誉を傷つける結果を招きましたことに対し深く遺憾の意を表します。」との記載があった。

⑵　この協定の調印に伴なって、両社はロックアウトを解除し、両組合員のうち第１次就労予定者は、同月 21 日就労した。

⑶　報知は、10 月 14 日処分対象者を内定し、21 日組合に対して、処分対象者を前記の

調査委へ出席せしめるよう要請したが、組合はこれを拒否した。そして報印は 26 日、報知は 28 日、処分に関する最終案を組合に内示して同月 30 日までに組合からの回答を求め、29 日には、組合の求めによる団体交渉をも行なったが、組合からの回答はなかった。

⑷　ロックアウトの解除に伴なう第２次就労者は、10 月中旬から就労の予定であったが 10 月 30 日に遅れ、しかも報知労組に属する第２次就労者 65 名のうち 28 名が配転された。また最終の第３次就労は 11 月４日の予定であったが、後記のようにその直前 10 月 31 日本件の処分が発令され、実質的な就労はさらに延引した。

５　申立人らに対する処分

両社は、10 月 31 日、両組合から回答のないまま本件懲戒処分を発令したが、申立人らおよびＡ$_{2}$に対する処分理由およびその具体的事実は大要次のとおりである。

⑴　Ｘ$_{1}$に対する処分理由〔下記行為の企画、指揮、実行〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造したビラ「勝利」の配布〕

Ｘ$_{1}$、Ｘ$_{10}$、Ｘ$_{15}$の３名は、昭和 45 年２月 21 日、指名ロックアウトを受けたが、同日から同年４月 20 日の間 59 回にわたって「勝利」と題する教宣ニュースを発行配布し、その中で「Ｃ$_{3}$と異名をとったＢ$_{1}$」「Ｂ$_{1}$Ｃ$_{3}$の攻撃」（昭和 45 年２月 21 日付№１）、「Ｂ$_{1}$（社長）の無法労政に抗議集中」（同年３月 11 日付№19）、「あせるＢ$_{1}$（社長）は、いやがらせとしか思えない配転攻撃をかけてきた。」（同年３月 29 日付№37）、「Ｂ$_{1}$社長にはもう社長の姿は見られない。暴力集団を引きい、自分から先頭になって壁ビラをはがし……無法制をはっきしてきた。ことごとく敗れ去る裁判闘争で逆上したといった方が的確だ。……もはや社内は刑務所以上だ。」（同年４月 17 日付№57）、「Ｂ$_{1}$社長は完全に逆上し、社長の仮面をはぎ暴力集団になり下がってしまった。」（同年４月 18 日付№57）などの表現を用いた。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 23 例〕

(ｱ) 昭和 44 年８月 25 日午後１時 50 分ごろから、同２時５分までの間、Ｂ$_{4}$製版部長が開いた部会で、組合員が「査定はやり直せ」、「いんちきだ」などと大声を

あげていた際、これに加わり「部長ふるえているじゃないか。」といい、Ｂ5課長に対してもどなりつけ、Ｂ4部長やＢ5課長の退出を阻止し、「どうして逃げるのか」「腰ぬけ」などといった。

(ｲ) そのほか、(a)同人およびＸ15は昭和 44 年 12 月９日午前零時 30 分ごろ、Ｂ6印刷部長が採字課職場を通りかかった際「Ｂ1の子分が来たぞ！」「シュプレヒコール」と大声で怒鳴り「報知から出て行け！」とシュプレヒコールの音頭をとったほか、(b)昭和 45 年２月 25 日午後７時 30 分ごろＸ10、Ｘ12、Ｘ24、Ｘ2、Ｘ5、Ｘ4、Ｘ7とともに製版部職場でＢ7活版部長らに「ストに介入するな」といい、(c)またＸ15、Ｘ10、Ｘ23、Ａ2、Ｘ27とともに同年３月５日午後１時 20 分ごろ採字課職場でＢ7部長らに対し「仕事をさせろ」「ロックは不当だ」などといった。

(ｳ) その他同人は昭和 44 年 11 月以降昭和 45 年４月８日までの間、10 数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切り者」などと激しく非難した。

(ｴ) また同人は、昭和 45 年１月３日午後１時 30 分ごろ、Ｃ4が自動車を運転して靖国通りを進行中その直前に自己の自動車を突込み、後日Ｃ4に対し「今度車で帰るときは気をつけろ」といった。

(三) 同人の処分理由(3) 〔昭和 44 年９月 21 日の定期大会で、Ｃ1を実力で排除〕

同人は、昭和 44 年９月 21 日報知新聞社７階ホールで開かれた報印労組の第８回定期大会に際して、書記長として発言し、前執行委員長Ｃ1に、会社と通じていたとして激しく非難し、ほか数名とともにＣ1の左腕を引っぱって室外に引き出したが、Ｃ1が再び入場しようとした際、組合員が扉を閉めようとしたため、Ｃ1は半開きになっている扉にはさまれた。なおこの行為は、Ｘ7、Ｘ24に対する処分理由ともなっている。

(四) 同人の処分理由(4)〔全報印労組の組合員等の就労を威圧をもって阻止〕

同人は(ｱ)昭和 45 年５月 27 日午後零時 40 分ごろ国電四谷駅前で出社途中の組版課Ｂ8副課長に対し「ちょっとそこまでつきあえ」といい、同人の腕をつかんで連行

しようとし、さらに通行人に向って、「この人は第二組合員で、右翼暴力団と手を組み……会社と手を組んでいる。」などと大声で述べ、またその直後、紙型係Ｃ5に対しても就労しないようにといい、また京橋にあった組合の仮事務所で紙型係Ｃ6に対しても「二組の連中を追い出す」などといい、(ｲ)同年６月 26 日午後零時 30 分ごろ本社前で組版課Ｃ7に対し「裏切者の出社だな」などといった。

⑵　Ｘ2に対する処分理由〔下記行為の企画、指導、遂行、容認〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した教宣ビラの配布等〕

(ｱ)「良心の歴史をつくりたい」というパンフレット（新聞労連報知系三単組編昭和 45 年６月 10 日発行）において「報知新聞に右翼暴力団」（１頁）、「職場を巡回して威圧、仕事を監視し……」（２頁）、「社内に暴力団を入れ、社員をたたき出す常識はずれ」（21 頁）、「臨時を含めて、300 人の人間でメチャクチャな労働強化と人間無視の新聞づくりが強行されている。……」（30 頁）、「会社再建に名を借りた人員整理と労働組合つぶし―御用化に没頭、悪名高い〝1,000 人首切り〟……２名の自殺者が含まれている。不当配転……役職降下とこれみよがしの特進を、たんに人べらしと自分の功績のために冷酷非情に行なった。」（48 頁）、「無抵抗の労務者の中につっこんでくる狂暴な大男たち」（76 頁）との表現を用いた。

(ｲ)「報印労組ニュース」において「今回の不当処分の特徴は、Ｂ1労政特有の無法性、残にん性が、あますところなく表らわれています。」（昭和 44 年 10 月 20 日付№18）、「組合つぶしに最後の望みをたくすＢ1社長の卑劣で人間性を無視した攻撃が日一日と狂暴化しています。」（昭和 45 年３月 31 日付№133）、「人間の心一つもたないＢ1社長……Ｂ1社長は４月 15 日、ついに右翼暴力団を導入してきました。……右翼の財源集めの片棒を報知新聞社がかついでいるという事実」（昭和 45 年４月付）、「右翼暴力団に占領された報知、報印の職場はまさに刑務所、産経残酷を再現され、中で働く人たちは、疲労で食欲は減退し、病人も出かねない状態です」（昭和 45 年５月９日付№11）との表現を用いた。

(ｳ) 組合の発行した「青行隊ニュース」において「11時40分頃に５階で泊り勤務を行なっている電話交換室に『ノック』もなしに入り、うろうろとクマの如く歩きまわっただけでなく、交換嬢たちの寝室まで見るという暴挙をやったことに対し、私たちは絶対に許すことが出来ません」（昭和45年４月13日№117）と記述した。

(ｴ) 輪転職場ニュース「安全靴」において「全く人間のやることではない。なるほどＣ３とはよくいったものである。」（昭和44年10月16日付）、「今や発狂寸前のＢ１社長を皆で松沢病院に（気のおかしい人が主に収容される病院）送り込もうではありませんか」（昭和44年11月２日付）、「またまた発令、発狂処分」（昭和45年２月付）、「Ｂ１Ｃ３さん」（昭和45年２月18日付）、「さすが吸血鬼Ｂ１」（昭和45年３月７日付）、「Ｂ１氏の行っている政策は赤軍派以上の悪どさともいえないだろうか。」（昭和45年３月９日付）、「血を見て喜ぶ現代の英雄、首切りＣ８ことＢ１氏」（昭和45年３月15日付）、また平台、鋳造、解版職場ニュースにおいて「ひたすら組合つぶししか脳のない社長です。」（昭和45年３月24日付）、鋳造、整備課ニュースにおいて「ペテン師Ｂ１」（昭和44年11月26日付）との表現を用いた。

(ｵ) 組合が昭和44年９月から昭和45年６月までの間に、報知系三単組共闘ニュース、新聞労連ニュース、報知支援共闘会議ニュース、報知争議共闘会議ニュースなどの名義で発行配布した教宣ビラのなかで「異常な報知刑務所の実態」「会社は昨年末のボーナスを払っていません。」（報知支援共闘会議ニュース昭和45年３月25日付）、「報知新聞、報知印刷は、Ｂ１社長の手でついに無法地帯と化しています。」（新聞労連ニュース昭和45年４月17日付）との表現を用いた。

(ｶ) 組合の教宣ニュース「勝利」の配布については、Ｘ１の処分理由(1)と同じである。

(ｷ) 国民救援会報知、報印班発行のビラのなかで、「Ｂ１、Ｂ３、Ｃ１たちがいかに汚ならしい堕落した人間であるか」（昭和44年11月13日№30）、「Ｂ１Ｃ３がかけてくるだろう悪どい攻撃」（日付なし）との表現を用いた。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 13 例〕

(ｱ)　同人およびＸ８は、昭和 44 年８月 21 日午後５時 20 分ごろから同５時 40 分ごろまでの間、輪転係の出勤者ほぼ全員とともに、印刷事務所で執務中のＢ６部長とＢ９印刷課長を取り囲み、査定について質問し、Ｘ８がＢ６部長の答えに対して「そんなことは聞きたくない、査定はどうなっている。答えろ」と怒鳴り、続いてＸ２は「この野郎、大きな声でいえ」と怒鳴った。そしてＸ２、Ｘ８、Ｘ９、Ｘ２０、Ｘ６、Ｘ１９、Ｘ１４、Ｘ２１、Ｘ７らは、大声で「査定の理由を答えろ」と怒鳴り、この状況をメモしようとするＢ６部長に対して、「何も知らないくせに査定ができるのか」など、またＢ９課長に対して「お前なんか余計な奴だ、ひっこんでおれ」などと罵声を浴びせ続けた。

(ｲ)　また、Ｘ２、Ｘ６、Ｘ４は昭和 44 年８月 23 日午後５時 30 分ごろから同５時 50 分ごろまでの間、輪転係約 25 名、鉛版係約５名とともに、印刷事務所において、執務中のＢ６部長とＢ９課長を取り囲んで、査定理由の公表を求め、Ｘ２は「こんな所でグヅグヅ言っているより、休憩室に来て、みんなの前で説明しろ」と怒鳴り、Ｘ２、Ｘ９、Ｘ２５、Ｘ６らは「この野郎答えろ」、「サンケイへ帰れ」、「報知から出て行け」、「偉そうにするな」、「金返せ」、「泥棒」などと口々に叫んだ。

(ｳ)　その他Ｘ１の処分理由⑵のうち、昭和 45 年２月 25 日の行為と同じである。

(ｴ)　昭和 44 年８月以降、昭和 45 年４月ごろまで計 80 回にわたり、組合員の行なった職制に対する抗議、組合脱退者に対する説得行為について、これを容認し阻止しなかった。

(ｵ)　なお、同人は、昭和 44 年 11 月 21 日以降、昭和 45 年２月 26 日までの間、10 数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

㈢　同人の処分理由⑶〔就労闘争と称し、威力をもって業務妨害〕

報知系三単組は、昭和 45 年５月 19 日夕刻、本社近くの平河天神境内に約 1,000 人を集め、午後６時 10 分ごろから本社周辺デモを行ない、そのあと６時 25 分ごろ

から本社玄関前で抗議集会を開き同 30 分ごろ玄関前の歩道からあふれたデモ隊の一部は、社屋わきの発送口の方へ行き、総評の指導者などの報告を聞いていた。その頃発送口では報知新聞３版のトラック積込みが始められたが、就労しているのは職制のほか組合からの脱退者２名や販売部員などであることが分ったので、組合員の一部はスト破りはやめよといいながらトラックの前でスクラムを組んだ。同時にこの行動に参画していたＣ9弁護士や組合員から新聞発送用のトラックに乗っていた運転手、運送会社の従業員に対しても説得が行なわれ、運転手は当初警笛を２～３回鳴らしていたが、結局全員下車した。そしてこの状態は７時 15 分すぎごろまで続き、そのために新聞３版のうち 10,700 部の発送が遅れ、予定の列車に積みはずす結果となった。

なお、上記の行為はＸ11、Ｘ16、Ｘ18に対する処分理由ともなっている。

㈣　同人の処分理由⑷〔全報印労組の組合員等の就労を威圧をもって阻止〕

(ｱ)同人は昭和 45 年５月中旬午後１時ごろ、Ｘ7ら３名が組版課Ｃ7の自宅を訪ね、その妻に対して「Ｃ7君は俺達を裏切ってＢ1社長と手を組み、俺達の生活を苦しめている。よくＣ7君にいって聞かせて、会社に協力しないようにしてくれ」などといったことおよび(ｲ)Ｘ1の処分理由⑷で掲げた事実について責任がある。

⑶　Ｘ3に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 13 例〕

(ｱ)　Ｘ3、Ｘ4は昭和 44 年８月９日午後４時 30 分ごろから同４時 50 分ごろまでの間、Ｂ6印刷部長に対し、「休憩室に来て、職場集会に出て、人員要求に答えてもらいたい」と要求し、報印労組員約 20 名とともにＢ6部長を取り囲み、口々に「人員要求に答えろ」、「安全問題を解決しろ」、「アルバイトをすぐ社員にしろ」などと大声でいい他の組合員もこの発言に同調して口々に「そうだ、そうだ」、「人も入れないで輪転機が動くものか」などといった。

(ｲ)　同人は昭和 44 年９月２日午後４時 30 分ごろから同４時 40 分ごろまでの間、印刷課課会において、Ｂ6部長の発言をさえぎって、この課会を直ちに職場折衝に切り

替えるよう要求し、X5、X9とともに「俺達を殺す気か」「命と健康を守ることが先決問題だ」「人を増やさなければ仕事はやれない、なあみんな」などと叫んでB6部長に説明させず、B6部長が席を立つと「逃げる気か」「腰ぬけ」「B6、B9は報知から出ていけ」などといった。

なお上記の行為はX3のほか、X5、X9、X14、X19、X26、X30の処分理由ともなっている。

(ウ) X3、X8は、昭和45年1月23日午後4時10分ごろから同4時35分ごろまでの間、輪転係の組合員約20名を印刷事務所の入口および窓に並ばせ、X3は事務所入口からX8は窓からそれぞれ拡声器を突き出して「B6部長は報知から出ていけ」などシュプレヒコールを繰り返した。

なお、上記の行為はX3のほか、X8、X13、X21の処分理由ともなっている。

(エ) X3、X5、X9は、昭和45年2月26日午後5時50分ごろから同6時5分ごろまでの間､輪転係組合員約20名とともに印刷事務所で執務中のB6印刷部長に対し｢勝手に処分しておいて金をカットするのは泥棒だ」「金返せ」と連呼し、X3、X5、X9、X20、X13、X21、X30、X29らは、B6部長の耳許に故意に顔を寄せて「この野郎､報知はお前のくる所ではない」｢サッサと出ていけ」などと大声でいった。

(オ) X3、X25、X13、X20およびA3ら5名は昭和45年2月28日午後5時30分ごろから同5時40分ごろまでの間、印刷事務所で執務中のB6印刷部長を取り囲み、先ずX3が「輪転職場の安全についてすぐ職場折衝を開いてもらいたい」と申し出で、同部長の応答があきたらないとして「そんなことでは部長の資格はない」などと執拗に要求した。

(カ) なお、同人はその他昭和44年11月27日以降、昭和45年2月27日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(4) X4に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為14例〕

(ｱ) 同人およびＸ８は、昭和 44 年８月 22 日午後５時 30 分ごろから同５時 50 分ごろまでの間、輪転係所属の組合員約 25 名とともに印刷事務所で、Ｂ６部長とＢ９印刷課長を取り囲んで、夏季賞与の査定理由を説明するよう要求して、Ｘ４は大声で「こんな査定をやられては黙っている訳にはいかない、どうしても査定理由を公表しないと頑張るなら、われわれにも覚悟がある」などといって、特にＸ９、Ｘ１４、Ｘ５、Ｘ３０らは、メモをしているＢ６部長に対し、「メモをやめろ」「挑発するな」「貴様は輪転の連中の名前を知っているのか」「何だ貴様の態度は、態度が悪い」「さっさと休憩室に来い」などと怒鳴った。

(ｲ) Ｘ４、Ｘ６、Ｘ２０ら約 20 名の輪転係組合員は、昭和 45 年１月６日午後６時ごろから同６時 20 分ごろまでの間、印刷事務所内で執務中のＢ６印刷部長を取り囲み、班長の昇格について説明を求め「何いってやあがる、この野郎」「不当人事だ」「直ちに撤回しろ」「へりくつをいうな」「まじめな人を何故降格した、答えろ」などと一斉にわめき出し「馬鹿野郎」「クラッシャー」などと叫んだ。このためＢ６部長の執務が全く不可能となり、報知新聞第三版も午後６時 32 分になってようやく刷り出すという結果になった。

(ｳ) 輪転係のＸ４、Ｘ９、Ｘ７ら輪転係組合員約 15 名は、昭和 45 年２月 19 日午後６時ごろから同６時 15 分ごろまでの間、Ｂ６印刷部長に対して、採字のＸ１ら三名の指名ロックアウトについて説明を求め、「はっきり答えろ」「誠意がない」などと叫び、Ｘ１９が、「とぼけるな、この野郎、職場を出ろ」と怒鳴り、Ｘ１３、Ｘ２１、Ｘ２０らも「Ｂ１の子分だと思って図に乗るな」「でけえ面をするんじゃあないよ」「なめるな、この野郎」などといい、Ｘ６は「手前なんかに用はない」「手前なんか居なくたって輪転機は廻るんだ、出ていけ、この野郎」と、Ｘ７は「手前なんかサンケイへ帰れ」「ここは報知だ、サンケイ野郎の居る所ではない」などといい、Ｘ４の音頭で「Ｂ６部長はサンケイに帰れ」「Ｂ６部長は報知から出ていけ」とのシュプレヒコールを繰り返した。

(ｴ) 以上のほかＸ１の処分理由⑵のうち、昭和 45 年２月 25 日の行為、Ｘ２の処分理由

⑵のうち、昭和44年８月23日の行為、Ｘ3の処分理由のうち、昭和44年８月９日の行為と同じである。

(ｵ) なお、同人は昭和44年11月20日午後４時30分ごろから同８時30分ごろまで同僚のＡ2とともに職場を離れ、病欠中のＣ10方を訪れた。

(ｶ) 同人は同年12月２日以降、昭和45年２月27日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑸ Ｘ5に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為17例〕

(ｱ)Ｘ1の処分理由⑵のうち、昭和45年２月25日の行為、(ｲ)Ｘ3の処分理由のうち昭和44年９月２日および昭和45年２月26日の行為、(ｳ)Ｘ4の処分理由のうち昭和44年８月22日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和44年11月22日以降、昭和45年２月27日までの間、10数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑹ Ｘ6に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為22例〕

(ｱ)Ｘ2の処分理由⑵のうち昭和44年８月21日、同月23日の行為、(ｲ)Ｘ4の処分理由のうち昭和45年１月６日、同年２月19日の行為と同じのほか、(ｳ)昭和44年11月以降昭和45年２月26日までの間、10数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑺ Ｘ7に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

㈠ 同人の処分理由⑴〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為17例〕

(ｱ)同人はＸ14ら組合員約30名とともに、昭和44年11月29日午後５時ごろから同５時10分ごろまでの間、６階食堂でＢ6印刷部長にＸ14に対する労務部への出頭命令について確かめたいと申し入れた際、「サンケイへ帰れ」などのシュプレヒコールの音頭をとった。(ｲ)そのほかＸ2の処分理由⑵のうち昭和44年８月21日の行為、(ｳ)Ｘ4の処分理由のうち昭和45年２月19日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和

44年９月以降、昭和45年２月27日までの間10数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

㈡　同人の処分理由⑵〔昭和44年９月21日の定期大会でＣ１を実力で排除〕

Ｘ１の処分理由⑶と同じである。

⑻　Ｘ８に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為21例〕

(ｱ)Ｘ２の処分理由⑵のうち、昭和44年８月21日の行為、(ｲ)Ｘ４の処分理由のうち昭和44年８月22日の行為、(ｳ)Ｘ３の処分理由のうち昭和45年１月23日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和44年11月以降昭和45年２月24日までの間、10数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑼　Ｘ９に対する処分理由〔下記行為の指揮、実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為19例〕

(ｱ)Ｘ２の処分理由⑵のうち、昭和44年８月21日、同月23日の行為、(ｲ)Ｘ４の処分理由のうち昭和44年８月22日、昭和45年２月19日の行為、(ｳ)Ｘ３の処分理由のうち昭和44年９月２日、昭和45年２月26日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和44年11月以降昭和45年２月27日までの間、10数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑽　Ｘ１０に対する処分理由〔下記行為の企画、実行〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造したビラ「勝利」の配布〕

Ｘ１の処分理由⑴と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為６例〕

(ｱ)Ｘ１の処分理由⑵のうち昭和45年２月25日、同年３月５日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和44年11月以降昭和45年４月８日までの間、数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑾　Ｘ１１に対する処分理由〔下記行為の企画、指導、遂行、容認〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した教宣ビラの配布等〕

X_2の処分理由(1)と同じである。

(二) 同人の処分理由(2)〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為〕

同人は、昭和44年8月以降昭和45年4月ごろまで、計80回にわたり、組合員が行なった職制に対する抗議、組合脱退者に対する説得行為について、これを容認し阻止しなかった。

(三) 同人の処分理由(3)〔就労闘争と称し、威力をもって業務妨害〕

X_2の処分理由(3)と同じである。

(四) 同人の処分理由(4)〔全報印労組の組合員等の就労を威圧をもって阻止〕

X_2の処分理由(4)と同じである。

(12) X_{12}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為12例〕

(ア) X_1の処分理由(2)のうち昭和45年2月25日の行為と同じのほか、(イ)昭和44年11月以降昭和45年3月26日までの間10数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

(13) X_{13}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為12例〕

(ア) X_{13}、X_{25}、X_{20}、X_{21}ら輪転係の組合員約20名は昭和44年12月18日午後5時30分ごろから同50分ごろまでの間印刷事務所でB_6部長を取り囲み「われわれ部下がまだボーナスをもらっていないのに自分だけさっさともらうのは一体どういう了見だ」「われわれにも早くボーナスを出せ」などと叫び、B_6部長の応答に対して「そんなくだらないことをいっているといまに報知に居られなくなるぞ」「お前なんか報知から出ていけ」などといった。(イ)同人は昭和45年1月17日午後4時20分ごろから同35分ごろまでの間、輪転係休憩室においてB_6部長が外注印刷について協力するかどうか確認しようとしたところX_{14}、X_{26}とともに「こんな外注はやれない。いくら説明しても駄目だ」「そんな業務命令など聞く必要がない」「お前らはここに用はない。出ていけ」などと叫んだ。(ウ)また、X_3の処分理由のうち昭和45年1月23日、

２月 26 日、同月 28 日の行為、(ｴ)Ｘ4の処分理由のうち昭和 45 年２月 19 日の行為と同じのほか、(ｵ)昭和 44 年 11 月以降昭和 45 年２月 28 日までの間数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑭　Ｘ14に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 11 例〕

(ｱ)Ｘ2の処分理由⑵のうち昭和 44 年８月 21 日の行為、(ｲ)Ｘ4の処分理由のうち昭和 44 年８月 22 日の行為、(ｳ)Ｘ3の処分理由のうち昭和 44 年９月２日の行為、(ｴ)Ｘ7の処分理由⑴のうち昭和 44 年 11 月 29 日の行為、(ｵ)Ｘ13の処分理由のうち昭和 45 年１月 17 日の行為と同じのほか、(ｶ)昭和 44 年 11 月 25 日午前 11 時 30 分ごろ、病欠中のＣ10方を訪れ、全報印から脱退するよう要請し、また(ｷ)昭和 44 年８月以降昭和 45 年２月 27 日までの間数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑮　Ｘ15に対する処分理由〔下記行為の企画、実行〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造したビラ「勝利」の配布〕

Ｘ1の処分理由⑴と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為６例〕

(ｱ)Ｘ1の処分理由⑵のうち昭和 44 年 12 月９日、昭和 45 年３月５日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和 44 年 12 月以降昭和 45 年４月８日までの間数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑯　Ｘ16に対する処分理由〔下記行為の企画、指導、遂行、容認〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した教宣ビラの配布等〕

Ｘ2の処分理由⑴と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為〕

Ｘ11の処分理由⑵と同じである。

㈢　同人の処分理由⑶〔就労闘争と称し、威力をもって業務妨害〕

Ｘ2の処分理由⑶と同じである。

㈣　同人の処分理由⑷〔全報印労組の組合員等の就労を威圧をもって阻止〕

Ｘ２の処分理由⑷と同じである。

⑰　Ｘ１７に対する処分理由〔下記行為の企画、指導、実行〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した教宣ビラの配布等〕

Ｘ２の処分理由⑴と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為３例〕

同人は昭和 45 年２月 21 日から同年３月 26 日までの間、３回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑱　Ｘ１８に対する処分理由〔下記行為の企画、指導、遂行、容認〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した教宣ビラの配布等〕

Ｘ２の処分理由⑴と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為１例〕

(ｱ)同人は昭和 45 年１月 26 日午後１時 50 分ごろから同２時ごろまでの間、Ｘ２４とともにＢ７部長に対して「なぜ就労させないのか､就労させろ」などといったほか、(ｲ)Ｘ１１の処分理由⑵と同じである。

㈢　同人の処分理由⑶〔就労闘争と称し、威力をもって業務妨害〕

Ｘ２の処分理由⑶と同じである。

㈣　同人の処分理由⑷〔全報印労組の組合員等の就労を威圧をもって阻止〕

Ｘ２の処分理由⑷と同じである。

⑲　Ｘ１９に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 12 例〕

(ｱ)Ｘ２の処分理由⑵のうち昭和 44 年８月 21 日の行為、(ｲ)Ｘ３の処分理由のうち昭和 44 年９月２日の行為、(ｳ)Ｘ４の処分理由のうち昭和 45 年２月 19 日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和 44 年９月以降昭和 45 年２月 27 日までの間数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

⑳　Ｘ２０に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 10 例〕

(ｱ) Ｘ$_{2}$の処分理由⑵のうち昭和 44 年８月 21 日の行為、(ｲ) Ｘ$_{3}$の処分理由のうち昭和 45 年２月 26 日、同月 28 日の行為、(ｳ) Ｘ$_{4}$の処分理由のうち昭和 45 年１月６日、同年２月 19 日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和 44 年８月以降昭和 45 年２月 28 日までの間、数回にわたり職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

(21) Ｘ$_{21}$に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 10 例〕

(ｱ) Ｘ$_{2}$の処分理由⑵のうち昭和 44 年８月 21 日の行為、(ｲ) Ｘ$_{3}$の処分理由のうち昭和 45 年１月 23 日、同年２月 26 日の行為、(ｳ) Ｘ$_{4}$の処分理由のうち昭和 45 年２月 19 日の行為、(ｴ) Ｘ$_{13}$の処分理由のうち昭和 44 年 12 月 18 日の行為と同じのほか、(ｵ)昭和 44 年８月以降昭和 45 年２月 27 日までの間数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのを見かけると「裏切者」などと激しく非難した。

(22) Ａ$_{2}$に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為７例〕

(ｱ) Ｘ$_{1}$の処分理由⑵のうち、昭和 45 年３月５日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和 44 年 11 月７日以降、昭和 45 年２月 21 日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(23) Ｘ$_{22}$に対する処分理由〔下記行為の企画、実行〕

㈠　同人の処分理由⑴〔事実を歪曲捏造した「国民救援会ニュース」を作成配布〕

Ｘ$_{2}$の処分理由⑴のうち(ｷ)と同じである。

㈡　同人の処分理由⑵〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為３例〕

昭和 44 年 11 月 25 日以降、昭和 45 年２月 27 日までの間、３回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏初者」などと激しく非難した。

(24) Ｘ$_{23}$に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為７例〕

(ｱ) X_{1}の処分理由⑵のうち、昭和 45 年３月５日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和 44 年 11 月７日以降、昭和 45 年２月 27 日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(25) X_{24}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為９例〕

(ｱ)昭和 44 年９月 21 日の行為はX_{1}の処分理由⑶と同じのほか、(ｲ) X_{1}の処分理由⑵のうち、昭和 45 年２月 25 日の行為、(ｳ) X_{18}の処分理由⑵のうち昭和 45 年１月 26 日の行為と同じである。(ｴ)さらに、昭和 44 年 11 月７日以降、昭和 45 年３月 26 日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(26) X_{25}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為 10 例〕

(ｱ) X_{2}の処分理由⑵のうち､昭和 44 年８月 23 日の行為､(ｲ) X_{3}の処分理由のうち、昭和 45 年２月 28 日の行為、(ｳ) X_{13}の処分理由のうち、昭和 44 年 12 月 18 日の行為と同じのほか、(ｴ)昭和 44 年 11 月 23 日以降、昭和 45 年２月ごろまでの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(27) X_{26}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為８例〕

(ｱ) X_{3}の処分理由のうち、昭和 44 年９月２日の行為、(ｲ) X_{13}の処分理由のうち、昭和 45 年１月 17 日の行為と同じのほか、(ｳ)昭和 44 年 11 月 23 日以降、昭和 45 年２月ごろまでの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(28) X_{27}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為４例〕

(ｱ) X_{1}の処分理由⑵のうち、昭和 45 年３月５日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和 44 年

11 月 21 日以降、昭和 45 年２月 21 日までの間、３回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(29) X_{28}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為３例〕

(ｱ)昭和 45 年１月 23 日以降、同年２月 21 日までの間、３回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(30) X_{29}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為４例〕

(ｱ) X_{3}の処分理由のうち、昭和 45 年２月 26 日の行為と同じのほか、(ｲ)昭和 44 年 11 月 29 日以降、同年 12 月 27 日までの間、３回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

(31) X_{30}に対する処分理由〔下記行為の実行〕

〔全報印労組幹部、会社職制に対する集団的威力行為５例〕

(ｱ) X_{3}の処分理由のうち、昭和 44 年９月２日および昭和 45 年２月 26 日の行為、(ｲ) X_{4}の処分理由のうち昭和 44 年８月 22 日の行為と同じのほか、(ｳ)昭和 44 年 11 月 23 日以降、昭和 45 年４月８日までの間、数回にわたり、職場で組合脱退者が就労しているのをみかけると「裏切者」などと激しく非難した。

上記の各人別処分理由は末尾添付の表のとおりとなる。

第２　判断

１　当事者の主張

⑴　組合は、本件処分は正当な組合活動に対する報復であり、組合の姿勢、路線、活動に対する敵意と嫌悪から組合の壊滅を策してなした不当労働行為であると主張する。

⑵　これに対し会社は、昭和 44 年春闘後処分を行なわなかった為、翌 45 年には前年を上廻る違法不当な行為が行なわれたことに鑑み、同年９月 18 日付確認書のなかでも責任を厳正に追求すると宣言した上で、今回の処分を行なったもので、組合活動に名を藉りた事実捏造、名誉毀損、集団的威力行為、威力業務妨害、就労妨害等違法、不

当な行為を理由とするもので、組合活動を嫌ってその故に行なったものではない、と主張する。

⑶　本件の処分理由は、前段認定のとおり多岐にわたっているが、以下教宣活動、就労妨害、就労闘争、職場秩序の破壊に大別して判断する。

2　教宣活動

⑴　およそ労働組合は、自由に自ら適当と考える教宣活動を行なうことができるけれども、自己の主張を強調するに急なあまり、他人の名誉や信用を傷つけてはならないこともまた当然である。ところで、(ｱ)組合が行なった教宣活動のうち例えば前段に認定したような「Ｃ３と異名をとったＢ１」、「もはや社内は刑務所以上だ」、「Ｂ１社長は完全に逆上し、社長の仮面をはぎ暴力集団になり下ってしまった」「悪名高い“1,000人首切り”……２名の自殺者が含まれている。不当配転……役職降下とこれみよがしの特進を、たんに人べらしと自分の功績のために冷酷非情に行なった」、「人間の心一つもたないＢ１社長」、「今や発狂寸前のＢ１社長」、「さすが吸血鬼Ｂ１」、「Ｂ１……たちがいかに汚らしい堕落した人間であるか」などという表現は甚だしく行きすぎである。(ｲ)またそれらのビラや宣伝用冊子を、駅頭などで多数の人に配布したことは、果して本件紛争の解決に直接どれほど役立ったかも疑わしい。

⑵　しかし他方、これらの教宣活動については、つぎの諸点をもあわせ考慮しなければならない。(ｱ)これらの発表はすべて労使間における激しい対立の最中に発表されたものであり、激越な感情的語調を含んでいるけれども、誇張にわたる表現は、すでに数年前他の新聞社における争議に際して用いられていた表現を借りたもので、特に申立人らが案出した表現ではなく、(ｲ)また、Ｂ１社長を攻撃する表現も、主としてその労務政策を攻撃し批判するものであって、私行などには及んでいない、(ｳ)そして、大量のパンフレットやビラを配布したことも、組合の立場からいえば自己の要求の貫徹について識者や大衆の支援をえようとしたものであり、(ｴ)他方会社も前段認定のように、闘争至上主義に生命をかける一部の者が……生活と企業を破壊しようとしている」、「革命路線への奉仕に終始する者の謀略に起因する」など同じく極端とも思わ

れる表現を用いており、(オ)しかも、労使とも平素勝敗を報ずるスポーツ記事を主とする新聞紙上において、とかく激しい語調を慣用してきたもので、その他の産業における労使とはやや異なる面がある。(カ)そのうえ、9月19日報知新聞紙上に、両会社・三単組名による共同声明を発表し、組合は、それらの点について深く遺憾の意を表している。したがって、これらの事情を総合すれば、組合の教宣活動には、前記のように多くの行きすぎがあったにせよ、なお不当労働行為制度の保護する正当な組合活動の範囲内にあるものと解するのが相当である。

3　就労妨害

⑴　組合員が同僚の自宅を訪ね、家族に対してまで出社しないようになどと伝えたことは、互いに親しい間柄であったにせよ、好ましいことではない。

⑵　しかし、自宅を訪ねた例はきわめて少なく、相手方は争議中に組合を脱退したものであり、しかも訪問者は、当然のことながら穏やかに話をしており、とくに脅迫的ないし威圧的な表現があったとは認められない。したがって、この自宅訪問は、本来組合内部の事柄に属する組織防衛のための説得活動であって、就労妨害と銘をうって懲戒処分の対象とすることは当をえない。

⑶　また組合員が、国電の駅前や会社付近で、出社しようとする従業員に対して、就労しないよう説得した行為のうちには、組合の仮事務所へ同道を求めたなど、やや行きすぎかと思われる点があるけれども、一般に説得に当った人数、態様、用いた言葉などから推して程度をこえたものとは認められず、正当な組合活動である。

4　出荷阻止（就労闘争）

会社が、読者の手許に新聞の配達される時間の厳守を強く望んでいることは当然であり、ピケッティングが許されるとしても、使用者の業務を直接かつ現実に阻害する程度に達してはならないことも勿論である。

ところで、前段認定のとおり、昭和45年5月19日夕刻報知東京本社を取り巻いたデモ隊の一部が、同社発送口に待機していた新聞輸送用トラックの前や横に立ち、「車を出すな」などと叫び結局、報知新聞三版の積み出しが遅れ、予定の列車に積み外す結果

となったことが認められる。しかし、誰がこのトラックの発進を阻止したかについては十分な疎明がなく、ピケのために阻止されたものか、それとも、トラックの運転手が組合の説得に応じて一時運転台から降り、そのために遅延したものかも明らかでない。ことに会社のいうような、トラック運転手が身辺の危険を感じてその場を避けたと認めるべき疎明はない。さらに当日多数の発送部所属組合員がロックアウトによって排除されていたため、臨時応援者が三版の梱包や発送口への送付を処理していたこともあって、人手不足や不慣れなどから梱包や発送口への送付自体も若干遅延していた疑いがある。したがって、同日の三版の発送の遅延をすべて組合側の責任に帰することは当をえない。

5　職場秩序の破壊

⑴　企業の運営には職場秩序の維持が不可欠の要請であり、20名位の組合員がしばしばＢ6部長らを取り囲んで回答を要求し、詰問し、非難したこと、就労中の組合脱退者を取り囲み罵声をあびせたことは、(ｱ)その回数が多いこと、(ｲ)発言が執拗である上“腰ぬけ”“この野郎”“泥棒”など、人格を無視するような発言をもくり返し用いていること、(ｳ)小さな室内でわざわざマイクを用いたこともあること、(ｴ)指導者の指揮の下にシュプレヒコールを行なうなど意識的計画的に実施したことなどに鑑みて会社の懲戒処分をただちに不当視することはできない。

⑵　もっとも組合は、これらの行為はすべて正当な要請であり抗議行動であるといい、つぎのような根拠をあげる。

(ｱ) 動機ないし誘因……ボーナスの査定、降格人事の発令、指名ロックアウトの通告が不公正であったこと、組合脱退の勧誘が露骨になされたことなどに憤激して行なわれた事例のみである。

(ｲ) 時間……何れも版待ち時間、休憩時間またはストライキ中などであり、しかも5分ないし20分の短時間である。

(ｳ) 相手方……主としてＢ6印刷部長であって、同部長はＢ1社長の意を体して行動しており、しかも組合からの抗議に適切な回答をしなかったものである。Ｂ7部長は頻繁に組合脱退を勧誘したので、その直後にのみ抗議したのであり、Ｂ5次長、Ｂ9、

B_{10}両課長、B_{11}副課長は組合脱退者でしかも進んで組合員の脱退工作をしたものである。そしてその他の例も相手方はすべて組合脱退者に限られている。

(ｴ) 態様……すべて口頭であって直接手を触れたことはない、しかもボーナスの査定や降格人事の不当を指摘して回答を求めたに止まる。

(ｵ) 会社の挑発……会社は組合の切り崩しに狂奔してついに第２組合を結成せしめ、また職制をして戦闘服でカメラ、マイク、テープレコーダーを携帯して職場を巡回せしめたほか、日常の発言もきわめて挑発的であって組合員の感情を刺激することが大きかった。

⑶ しかし、正しい動機や誘因の存在はつねに行動を正当化するとはいい難く、申し入れの内容がボーナス査定や不当人事の是正であったとしても、それらは団体交渉または労使の合意する手続によって処理すべきところであって、職場内で部長に回答を迫ることは筋違いである。したがって組合の挙げる前記の根拠はおおむねその事実を認めうるけれども、なお、それらの活動に対してなした懲戒処分を直ちに合理的根拠がないと断定し去ることは困難である。

6 結論

⑴ X_1ら９名に対する懲戒解雇処分について

同人ら９名に対する懲戒解雇処分の理由は前段認定のとおりで、同人らには職場秩序の破壊に該当する事由が比較的多かったことが認められるけれども、他面(ｱ)会社はかねてから組合の闘争方針が過激に失するとして、これを嫌悪していたこと、(ｲ)過度にわたるとみられる行為や活動を行なった者でも、組合脱退者に対しては全く不問に付していること、(ｳ)しかも係長から降格を命ぜられた組合員がその組合を脱退した後再昇格していること、(ｴ)X_1、X_2に対する処分理由のなかには組合の組織防衛のための説得など正当な組合活動自体をも含め、また５月 19 日における新聞の発送の遅延のように必ずしも明確に組合側の責任と判断し難い事例を加えていること、(ｵ)本件懲戒処分は、組合活動を正常化するために不可欠であると会社自体表明していること、(ｶ)懲戒解雇という最も重い処分を選択した理由が明らかでないことなどを総

合ずれば本件懲戒解雇処分は、会社が同人らの組合活動を嫌い、同人らを企業外へ排除することによって組合の今後の活動と運営に影響を与えようとしてなされたものと判断する。

⑵　Ｘ10ら 22 名に対する懲戒処分は、(A)教宣活動、就労妨害、就労闘争および職場秩序の破壊（会社のいう集団的威力行為）を理由としている場合と、(B)職場秩序の破壊のみを理由としている場合とがあるので、この双方の事例を別個に検討する。

(A) 前者の例は、Ｘ10、Ｘ11、Ｘ15、Ｘ16、Ｘ17、Ｘ18、Ｘ22の７名についてである。

会社がこの７名について「職場秩序の破壊」に該当するとして挙げる具体的事実は、(Ⅰ)職制に対する行為は、Ｘ10２回、Ｘ11はいわゆる幹部責任の追及で具体的事実なし、Ｘ15２回、Ｘ16はいわゆる幹部責任の追及で具体的事実なし、Ｘ17なし、Ｘ18１回他に幹部責任の追及、Ｘ22なしであり、(Ⅱ)組合脱退者に対して罵声を浴びせた行為はＸ10４回、Ｘ15４回、Ｘ17３回、Ｘ22３回その他の者なしとなっている。そして前記⑴(ｱ)ないし(ｵ)の事情に加え、(ｶ)このように「職場秩序の破壊」に該当する事由が必ずしも多いとはいい難いにも拘らず、休職３ヶ月ないし１ヶ月という処分を選択し､その間の給与は基本給の５割および家族手当の合計額にとどめ、その他の賃金を一切失なわしめた理由は明らかでないことなどを総合すれば本件懲戒休職処分は前同様会社が同人らの組合活動を嫌い、組合の今後の活動と運営に影響を与えようとしてなされたものと判断する。

(B) 後者の例はＸ12ら 15 名についてである。

（Ⅰ） このうちＸ28については、会社が「職場秩序の破壊」として挙げる具体的事実は、職制に対する分は皆無であり、組合脱退者に対する分が３例あるに止まる。したがって同人の懲戒処分は出勤停止７日であるけれども、前記(ｱ)ないし(ｳ)および(ｵ)の事情を総合し前同様に判断する。

（Ⅱ） その他の 14 名（すなわちＸ12、Ｘ13、Ｘ14、Ｘ19、Ｘ20、Ｘ21、Ａ2、Ｘ23、Ｘ24、Ｘ25、Ｘ26、Ｘ27、Ｘ29、Ｘ30）については、前記の事情すべてを考慮してもなお会社の処分に合理性がないとはいい切れず、結局、会社が同人らの

組合活動を嫌い、今後の組合の活動に影響を与えようとして本件処分をしたとは認められない。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、会社の行なった本件懲戒処分のうち、X_1ら 17 名については労働組合法第７条第 1 号および第３号に該当し、X_{12}ら 14 名については同条に該当しない。

よって労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 48 年５月 1 日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼

番号	氏名	教室活動	就労妨害	就労闘争	44・9・21定期大会	職場秩序破壊																			
						44・8・9	8・21	8・22	8・23	8・25	9・2	11・29	12・9	12・18	45・1・6	1・17	1・23	1・26	2・19	2・25	2・26	2・28	3・5	他	計
1	X_1	○	○		○					○			○							○			○	19	23
2	X_2	○	○	○			○		○	(○の分は実行，その他容認)										○				10	13
3	X_3					○					○						○				○	○		8	13
4	X_4					○		○	○						○				○	○				8	14
5	X_5							○			○									○	○			13	17
6	X_6						○		○						○				○					18	22
7	X_7				○		○					○							○	○				13	17
8	X_8						○	○									○							18	21
9	X_9						○	○	○		○								○		○			13	19
10	X_{10}	○																		○			○	4	6
11	X_{11}	○	○	○					(これらの行為の容認)																
12	X_{12}																			○				11	12
13	X_{13}													○		○	○		○		○	○		6	12
14	X_{14}						○	○			○	○				○								6	11
15	X_{15}	○											○										○	4	6
16	X_{16}	○	○	○					(これらの行為の容認)																
17	X_{17}	○																						3	3
18	X_{18}	○	○	○		(○の分は実行，その他容認)												○							1
19	X_{19}						○				○								○					9	12
20	X_{20}						○							○	○				○		○	○		4	10
21	X_{21}						○							○			○		○		○			5	10
22	A_2																						○	6	7
23	X_{22}	○																						3	3
24	X_{23}																						○	6	7
25	X_{24}																	○		○				7	9
26	X_{25}								○					○								○		7	10
27	X_{26}									○						○								6	8
28	X_{27}																						○	3	4
29	X_{28}																							3	3
30	X_{29}																				○			3	4
31	X_{30}							○		○											○			2	5